

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【会社名】 日本コンセプト株式会社

【英訳名】 NIPPON CONCEPT CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松元 孝義

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

【電話番号】 03-3507-8812 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 仁科 善生

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

【電話番号】 03-3507-8812 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 仁科 善生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金11円 総額144,072,093円

ロ 効力発生日

平成28年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

ロ 会社法第427条に定める責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。

ハ 今後の業容拡大とコーポレート・ガバナンス体制の充実に備えるために、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員の員数を現行の取締役と監査役から各2名ずつ増やし、それぞれ8名以内と6名以内に変更を行うものであります。

ニ 株主総会及び取締役会の議事録に関する備え置き期間については、会社法で定められており、定款の絶対的記載要件ではありませんので、これを削除するものであります。

ホ 従前の取締役の解任決議は、会社法第341条に定められている要件に対して加重要件を設けていましたが、監査等委員会設置会社への移行を機にこれを削除するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、松元孝義、山中康利、仁科善生、若園三記生、岩崎祐世の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員4名選任の件

監査等委員として、樋川浩造、有賀隆之、相浦義則、関常芳の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を「年額5億円以内」（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員の報酬額設定の件

監査等委員の報酬額を「年額5,000万円以内」と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	117,357	98	0	(注)1	可決 99.74
第2号議案 定款一部変更の件	117,259	196	0	(注)2	可決 99.66
第3号議案 取締役5名選任の件					
松元 孝義	117,354	101	0	(注)3	可決 99.74
山中 康利	117,354	101	0		可決 99.74
仁科 善生	117,352	103	0		可決 99.74
若園 三記生	117,351	104	0		可決 99.74
岩崎 祐世	117,351	104	0		可決 99.74
第4号議案 監査等委員4名選任 の件					
樋川 浩造	117,308	147	0	(注)3	可決 99.70
有賀 隆之	116,686	769	0		可決 99.17
相浦 義則	117,289	166	0		可決 99.69
関 常芳	106,715	10,740	0		可決 90.70
第5号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)の報酬額設定 の件	113,927	3,528	0	(注)1	可決 96.83
第6号議案 監査等委員の報酬額 設定の件	113,987	3,468	0	(注)1	可決 96.88

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。